

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021.05.28改訂)

令和3年5月28日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 特にマスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯することなどについて、改めて確認すること。

ウ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

エ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

オ 各教科等、給食等の食事をする場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526_kyusyokutaiou2.pdf



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等(「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照)を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

2 特定措置区域（石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市）の学校における留意事項

【期間：6月1日（火）～6月20日（日）まで】

(1) 登下校・日課・授業

ア 道立学校においては、時差通学を徹底するとともに、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施すること。なお、全日制課程においては、全ての生徒が16時までに完全下校できるようにすること。

イ 小・中学校においては、児童生徒の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学の実施の検討、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の実施を検討すること。

ウ 特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等への参加については、令和3年（2021年）5月26日付け教健体第258号に基づき、適切に対応すること。

3 特定措置区域以外の区域の学校における留意事項

【期間：6月1日（火）～6月20日（日）まで】

(1) 登下校・日課・授業

衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図ること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等への参加については、令和3年（2021年）5月26日付け教健体第258号に基づき、適切に対応すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局（保健所等）や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短に関わらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。なお、このことについては、別途発出する通知を踏まえ、適切に対応すること。